

# 災害時における福祉用具等物資の 供給等の協力に関する協定書

千 葉 市

一般社団法人 日本福祉用具供給協会



## 災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉用具等物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害」という。）において、甲が避難所等において必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等物資（以下「物資」という。）の供給を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

### （協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が千葉市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （要請及び協力）

第3条 甲は、災害時において、緊急に物資の確保を図る必要のあるときは、乙に対してその保有する物資の供給について協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

### （物資の内容）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

### （物資の要請手続）

第5条 甲が乙に対する要請手続は、「物資供給要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （供給）

第6条 乙は、物資の供給をレンタル又は販売によって行うものとし、いずれによるかは甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、当該場所において、甲又は甲が指定する者が物資を確認のうえ、受け取るものとする。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料や車両などの輸送手段の確保が困難な場合には可能な限り協力を行うものとする。

(報告)

第8条 乙は、供給を実施したときは、「物資供給報告書」(様式第2号)により報告を行うものとする。ただし、文書により報告できない場合は、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(費用)

第9条 乙が甲に供給した物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。  
2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(損害の負担)

第10条 この協定に基づく供給の実施にあたり損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第11条 乙は、供給に要した費用について、第8条の規定による文書の提出後、甲に請求するものとする。  
2 甲は、前項の規定による請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡体制)

第12条 甲及び乙は、災害時における要請及び供給に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、毎年4月に連絡責任者名簿(様式第3号)を作成し、これを互いに通知して情報連絡体制を確認するものとする。  
2 この協定に基づく乙の実務については、一般社団法人日本福祉用具供給協会東京支部において行うものとする。  
3 連絡責任者名簿に変更が生じた場合は、改正した名簿を相手先に速やかに提出するものとする。

(協議)

第13条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。  
2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第14条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発活動事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(協定書の有効期間)

第 15 条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 2 6 年 1 0 月 6 日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
千葉市  
千葉市長 熊 谷 俊 人

乙 東京都港区浜松町二丁目 7 番 1 5 号  
一般社団法人 日本福祉用具供給協会  
理事長 末 島 賢 治

別表（第4条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、電動ベッド、エアーマット、歩行器、電動リフト、車椅子、ポータブルトイレ、寝台、マットレス、医療関連用品 等
------------	--

平成 年 月 日

一般社団法人日本福祉用具協会  
理事長 様

千葉市長

## 物資供給要請書

災害時における福祉用具等の供給に関する協定書第5条の規定より、下記のとおり要請をいたします。

	品目	数量	品目	数量
1. 提供希望物資	電動ベッド (マットレス・サイドレール)		自走用 車椅子	
	エアーマット		介助用 車椅子	
	歩行器(キャスター付)		リクライニング車椅子	
	電動リフト		電動 車椅子	
	その他( )		その他( )	
	その他( )		その他( )	
2. 提供希望場所	施設名・住所			
3. 受入可能日時	第1希望	平成 年 月 日 時～ 時		
	第2希望	平成 年 月 日 時～ 時		
	第3希望	平成 年 月 日 時～ 時		
4. その他連絡事項				
5. 担当者				

(一社) 日本福祉用具協会東京支部災害対策本部  
FAX \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

千葉市長 様

一般社団法人日本福祉用具供給協会

## 物資供給報告書

災害時における福祉用具等の供給に関する協定書第8条に基づく報告をいたします。

	品目	数量	品目	数量
1. 提供した物資	電動ベッド (マットレス・サイドレール)		自走用 車椅子	
	エアーマット		介助用 車椅子	
	歩行器(キャスター付)		リクライニング車椅子	
	電動リフト		電動 車椅子	
	その他( )		その他( )	
	その他( )		その他( )	
2. 提供場所	施設名・住所			
3. 提供日時	平成 年 月 日 時			
4. 報告者				
5. その他 必要事項				

## 連絡責任者名簿

千葉市

名 称	連絡先（電話）
千葉市	

一般社団法人日本福祉用具協会

名 称	住 所	連絡先（電話）
1		
2		
3		